

6.1 取組推進の考え方

取組の推進にあたっては、生物多様性に係る狛江市内の多様な主体が、それぞれの役割を担うとともに、相互に連携・協働することによって、効果的・効率的・継続的な取組を推進します。

多摩川や野川においては、河川区域の管理者である国土交通省や東京都の取組動向の把握に努めるとともに、国・都・流域自治体との情報の共有、取組に係る連携・協働を図ることによって、河川空間としてつながりに留意した自然環境の保全・再生・維持管理・活用等を進めます。

また、生きものの日常的な行動圏を共有する、隣接自治体（世田谷区、調布市、川崎市多摩区）とは、生物多様性に係る相互の取組や生きものの確認情報等を共有することによって、効果的な取組の推進に努めます。

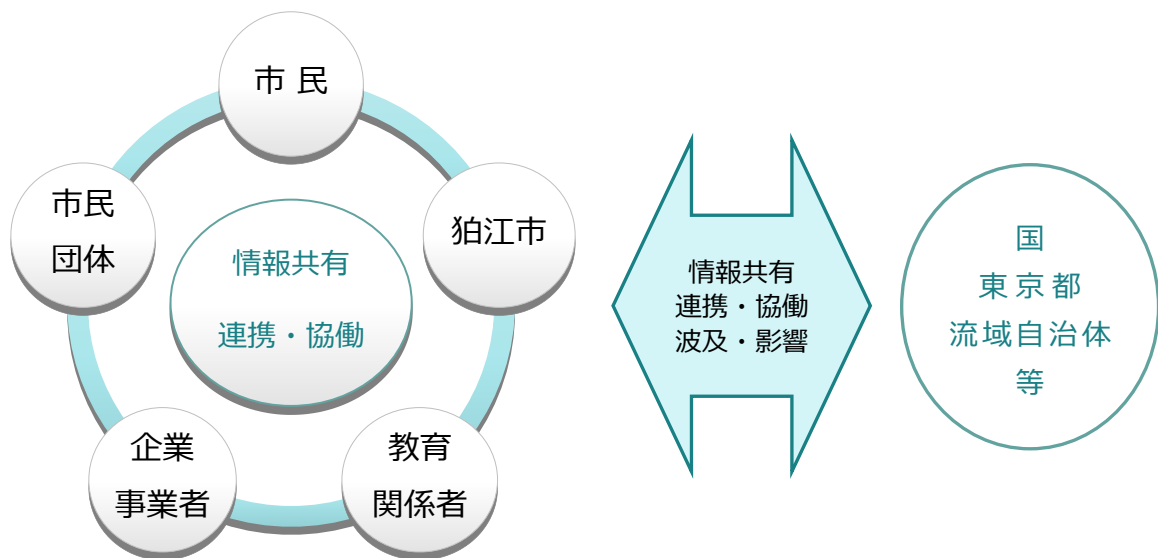


図 6.1 主体間の連携・協働のイメージ

表 6.1 主体ごとの主な役割の例

主 体	主な役割
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> • 狛江市の自然環境、生物多様性について知る、関心を持つ • 狛江市の生物多様性に係る他主体の取組に関心を持つ • 狛江市の生物多様性に係る他主体の取組との連携・協働 等
狛江市	<ul style="list-style-type: none"> • 戦略に基づく取組の先導的な推進と多様な主体との連携・協働及び取組支援等の推進 • 環境施策以外の業務においても、それぞれの部署の特性にあわせた生物多様性への配慮や関連施策の推進 • 一般業務を通じた生物多様性への配慮・貢献 等
市 民	<ul style="list-style-type: none"> • 暮らし（日常生活）を通じた生物多様性への配慮・貢献 • 庭やベランダ等の緑化や在来種*の活用、ビオトープ*の創出 • 狛江市や市民団体等が実施するイベント、講演会、環境管理活動等への参加・協力 • 狛江市内で生産された農産物や生物多様性の保全に貢献する商品やサービスの購入 • ペットを責任を持って飼養し野外に放さない • 身近な生きものへのちょっとした思いやり 等
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> • 自然の保全・維持管理・活用等に取り組む活動の企画・運営 • 団体・グループの活動や自然環境に関する情報発信 • 狛江市や他団体・グループ等と連携・協働 等
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育を通じた生物多様性、自然に関する学びの実施 • 狛江市内の自然環境を活用した体験・教育の実施 • 狛江市域の自然環境をフィールドとした調査研究の実施 • 学習・調査研究成果等の発表等による地域との共有 等
企業・事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動を通じた生物多様性保全への配慮・貢献 • CSR 活動*としての自然の保全・維持管理活動への参加 • 事業所敷地内等における緑地・水辺の保全・創出 等

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

6.2 戦略の進捗管理

狛江市では、「環境基本計画」の推進にあたり、狛江市環境基本条例第 10 条に基づき、計画に掲げる施策の推進に必要な具体的取組を示す「狛江市環境保全実施計画」を策定し、概ね 3 年ごとに見直しを行っています。

「生物多様性地域戦略」は、環境基本計画を基本とした戦略であることから、戦略の取組についても「実施計画」に盛り込み、「環境基本計画」と同じ体制のもと、推進・進捗管理を図るものとします。戦略の推進にあたっては、取組の継続的改善手法である PDCA サイクルにより、効率的・継続的・発展的に取組が進むよう、進捗管理を行います。

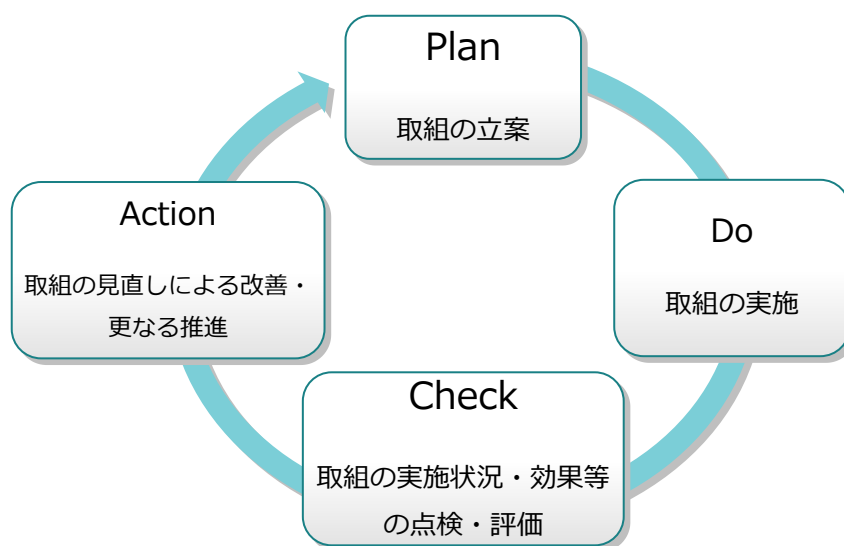


図 6.2 戦略の進捗管理の考え方

表 6.2 戦略の推進イメージ

年度	スタート年	対象期間						目標年
	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	...	令和 11 (2029)
環境基本計画	→							
生物多様性地域戦略	→							
環境保全実施計画	→			→				→